

(案)

資料 1

東広島市教育大綱

— 新しい時代を生き、担う人づくりのまち 東広島 —

平成 年 月 日 策 定

東 広 島 市

はじめに

本市が平成27年11月に東広島市教育大綱を策定してから、3年が経過いたしました。

国においては本年6月に、2030年以降の社会の変化を見据え、今後の教育政策の展開にあたっての基本的な方針を示す「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されたところ
です。

本市を取り巻く社会経済情勢の変化は著しく、人口減少社会の到来やグローバル化の進展、過疎・過密の問題など、複雑で困難な多くの課題に直面しています。

こうした中であって、市民一人ひとりが、生涯にわたってたくましく成長し、真に豊かさを実感できるまちを構築するためには、本市の未来をつくり、担っていくことのできる「人づくり」が重要と考えております。

産業や地域の活性化に貢献できる人材、国際社会で活躍できる人材の育成など、これからの教育に求められる役割はますます大きくなってまいります。そうした中、本市においても、教育の更なる充実を図っていかなければなりません。

また、いじめや不登校、子どもの貧困問題など、教育の現場においては、全国的に多くの課題が生じており、それらの解決に向けて、市長部局と教育委員会がこれまで以上に認識を共有しながら対応していくことが求められます。

こうしたことから、このたび、総合教育会議において協議を重ね、本市の教育の目標や施策の基本的な方針を定めた「東広島市教育大綱」を新たに策定いたしました。

この大綱に基づき、教育委員会と一体となって、新たな時代を担う子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくむ教育を推進するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって「学びたい」と思うことを学ぶことができる環境づくりや本市の文化・伝統の継承や質の高い文化・芸術に触れる機会の創出に全力を挙げて取り組んでまいります。

皆様方のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東広島市長 高垣 廣徳

目 次

1	東広島市教育大綱について	1
2	基本理念	2
3	基本方針及び施策の方向性	3
4	施策の推進に向けて	4

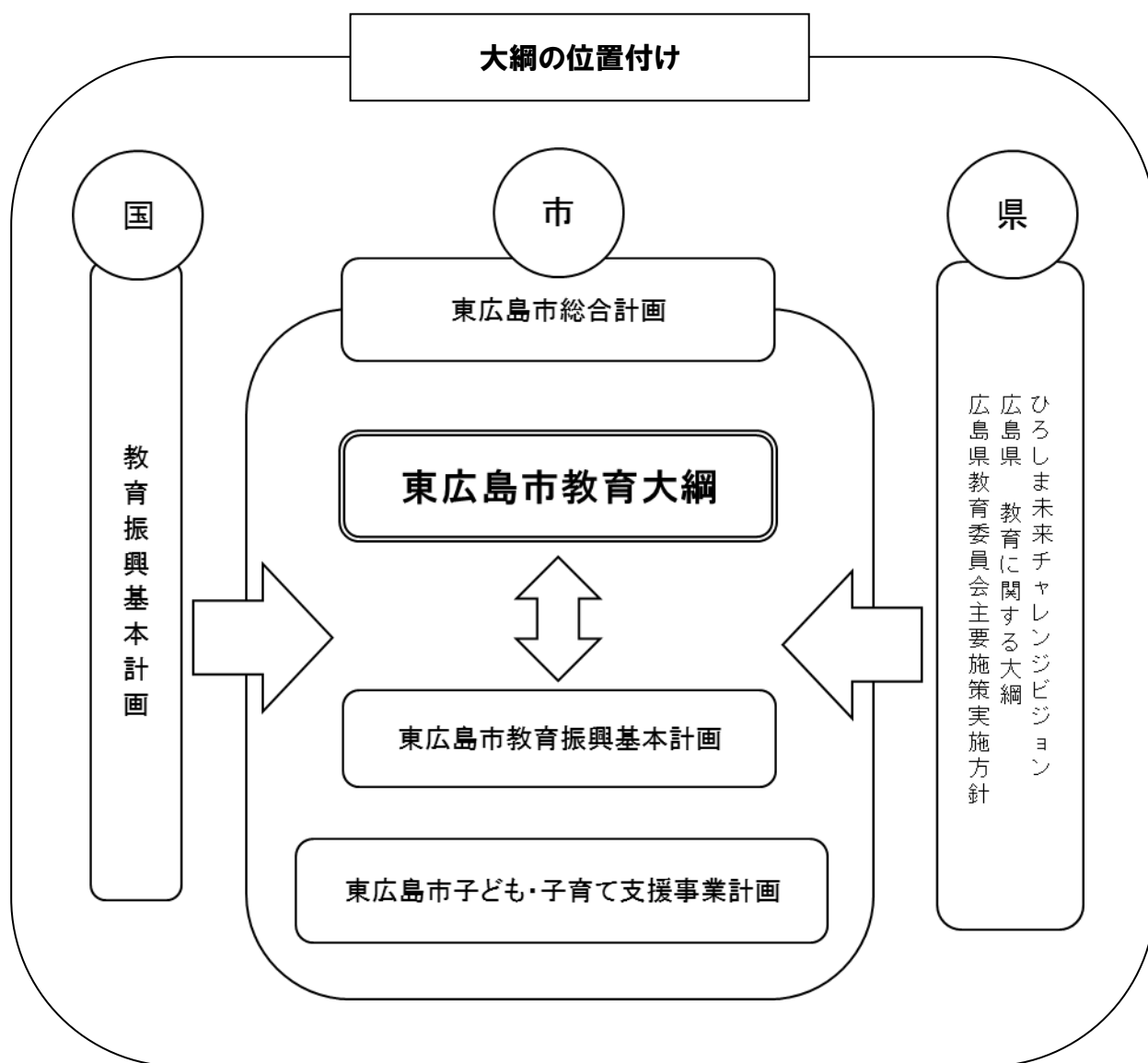
1 東広島市教育大綱について

(1) 大綱策定の趣旨と位置付け

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

この大綱は、平成30年6月に策定された、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌するとともに、東広島市総合計画との整合を図りつつ、市長と教育委員会で構成する「東広島市総合教育会議」において協議、調整した上で策定するもので、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。

また、「仕事も暮らしもナンバーワン『選ばれる都市 東広島』」を実現するため、教育分野において重点的に取り組むべき施策の方向性を示し、東広島市教育委員会が策定する「東広島市教育振興基本計画」等と連動するものです。



(2) 大綱の期間

本大綱の期間は、平成31年度から5年間とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、状況に応じて適宜見直していくものとします。

2 基本理念

東広島市は、瀬戸内海から賀茂台地に至る広大で豊かな自然環境や、酒蔵に代表される歴史、文化遺産を有するとともに、広島大学、近畿大学工学部、広島国際大学、エリザベト音楽大学や広島中央サイエンスパークを中心とした多くの研究機関、産業支援機関に世界中から豊かな知識や個性、異なる文化を有した人材が集積しています。

こうした豊かな自然環境、学術研究機関の立地など、本市ならではの強みや、これまで培われてきた伝統的教育を生かし、「日本一の教育都市 東広島」の実現を目指しています。

今後、少子化やグローバル化の進展とともに、「超スマート社会(※)」の実現に向けて、急速に情報技術の革新が進むなど、目まぐるしく変化する環境の中であって、市民一人ひとりが、生涯にわたってたくましく成長し、真に豊かさを実感できるまちを構築するためにも、本市の未来をつくり、担っていくことのできる人づくり（人材育成）が必要です。

こうしたことから、東広島市教育大綱では、次のとおり基本理念を定め、総合的な施策の目標としています。

基本理念

新しい時代を生き、担う人づくりのまち 東広島

(基本理念のコンセプト)

急速な情報技術の革新や社会情勢の変化に、世代を問わず適応・順応していくための知識や技術を学び、身に付けていくことのできる力を育てる施策の総合目標となるものとする。

※超スマート社会：サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合し、ロボット、人工知能、ビッグデータ、IoT、新たなネットワーク技術などを駆使する社会をいう。

3 基本方針及び施策の方向性

基本理念を実現するための取組の方向性を示すものとして、次の5つの基本方針とその実現のための施策の方向性を定めます。

基本方針 1

「学びのスタートライン」に向けた教育・保育の充実

（施策の方向性）

- ・ 0歳から就学までの子育て、家庭教育の支援
- ・ 市長部局と教育委員会が一体となった乳幼児期の教育・保育の質の向上
- ・ 小学校への円滑な接続のための保幼小連携の推進

基本方針 2

高い教育力と伝統を活かした学校教育の実践

（施策の方向性）

- ・ 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成

確かな学力

基礎的・基本的な知識及び技能を活用して、自ら課題を発見し、仲間と協働して課題を解決する体験を通して、主体的に学ぶ力を育てる。

豊かな心

思いやりの心と誠実さを大切にし、他者と豊かに伝え合い、自らの考えを広げ深める力を育てる。

健やかな体

夢や目標に向かって、失敗を恐れず、粘り強く、果敢に挑戦し、未来を自らが創り出していこうとする意欲と実践力の礎を養う。

- ・ 教職員が能力を発揮するための環境整備と指導力の向上
- ・ 教職員間の本市教育の伝統継承
- ・ 市の教育に関する情報発信の充実
- ・ 学びのセーフティネットの構築

基本方針 3

新たな価値を創造する人材の育成を目指した教育の展開

(施策の方向性)

- ・ 大学、研究機関との人的・物的連携の推進による理数教育分野における興味関心の喚起
- ・ 大学・企業と連携した最先端の研究体験など、子どもの興味、関心を伸ばす教育の充実
- ・ 体系的、系統的なキャリア教育の充実
- ・ 時代に応じた教育課題に対応するための教職員の指導力向上

基本方針 4

「知的資源」と「国際性」を活かした人づくり

(施策の方向性)

- ・ 国際交流の推進による、異なる考え方や文化への寛容性、国際感覚と郷土愛を備えた人材の育成
- ・ 大学等の知見を活かした教育施策の推進
- ・ 大学（学生を含む）・研究機関・企業と地域・市民の交流、連携の促進

基本方針 5

市全体が生涯の「学びのキャンパス」となるための環境づくり

(施策の方向性)

- ・ 市民がいつでも「学びたい」と思うものを学ぶことができる環境の整備
- ・ 生涯にわたる能力開発と学びによる豊かなまちづくりの実現
(市民が主体的に「生きがい」づくりやライフステージに応じた「学び直し」ができる地域社会の実現)
- ・ 学びを通じた交流やつながりから社会・地域における人々の信頼関係や結びつきの醸成、まちの活性化
- ・ 歴史・文化の次世代への継承
- ・ 生涯を通じたスポーツや文化芸術活動の推進と優れた芸術に触れる機会の創出

4 施策の推進に向けて

各施策の推進にあたっては、本大綱に定めたことを市長部局と教育委員会のそれぞれが尊重し、連携した上で「東広島市教育振興基本計画」等の各計画に基づき推進します。